

## 第28号議案

### 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成14年島根県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条を第7条とし、第2条を第6条とし、第1条の次に次の4条を加える。

（本人確認情報の利用に係る事務）

第2条 法第30条の8第1項第2号の条例で定める事務は、別表第1のとおりとする。

（本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び提供に係る事務）

第3条 法第30条の8第2項に規定する条例で定める知事以外の県の執行機関（以下「知事以外の執行機関」という。）及び事務は、別表第2のとおりとする。

（知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法）

第4条 知事が行う法第30条の8第2項の規定による保存期間に係る本人確認情報の知事以外の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとする。

（利用及び提供の状況の公表）

第5条 知事は、毎年、法第30条の8第1項及び第2項の規定による保存期間に係る本人確認情報の利用及び提供の状況について公表するものとする。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第2条関係）

- 1 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第25条第4項の規定による書類の写しの提出に関する事務であって規則で定めるもの
- 2 島根県吏員恩給条例（昭和23年島根県条例第81号）による恩給の支給に関する事務であって規則で定めるもの
- 3 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年

島根県条例第35号)による公務上の災害若しくは通勤による災害に対する補償又は福祉事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの

- 4 地方税法(昭和25年法律第226号)又は島根県県税条例(昭和51年島根県条例第10号)による県民税、事業税、不動産取得税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車税、鉦区税、自動車取得税、軽油引取税又は狩猟税の賦課又は徴収(延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費の徴収を含む。)に関する事務であって規則で定めるもの
- 5 地方税法、島根県県税条例又は島根県産業廃棄物減量税条例(平成16年島根県条例第34号)による産業廃棄物減量税の賦課又は徴収(延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費の徴収を含む。)に関する事務であって規則で定めるもの
- 6 地方税法によるゴルフ場利用税又は軽油引取税に関する犯則事件の調査に関する事務であって規則で定めるもの
- 7 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第31条第7項において準用する同法第17条第7項の規定による火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状の書換えに関する事務であって規則で定めるもの
- 8 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)による製造保安責任者免状又は販売主任者免状の交付又は再交付に関する事務であって規則で定めるもの
- 9 島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年島根県条例第39号)による同条例第2条第1項の登録若しくは同条例第2項の登録の更新又は同条例第7条第1項の規定による届出に関する事務であって規則で定めるもの
- 10 産業廃棄物の排出の抑制、減量、再生利用等に資する施設等でその機能が効果的かつ先進的なものを設置し、又は改造する者に対する補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
- 11 産業廃棄物の数量を正確に計量しその取引における透明性を確保するため、産業廃棄物搭載車両計量装置を設置する廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条第6項の許可を受けて産業廃棄物の処

分を業として行う者に対する補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの

12 農薬取締法（昭和23年法律第82号）第8条第1項又は第2項の規定による届出に関する事務であって規則で定めるもの

13 肥料取締法（昭和25年法律第127号）第22条第1項若しくは第2項又は第23条第1項若しくは第2項の規定による届出に関する事務であって規則で定めるもの

14 家畜改良増殖法施行令（昭和25年政令第269号）による同令第9条に規定する家畜人工授精師免許証の書換え交付に関する事務であって規則で定めるもの

15 県行治水造林条例（昭和10年島根県条例第6号）による分収に係る造林の契約に関する事務であって規則で定めるもの

16 漁船法（昭和25年法律第178号）による同法第4条第1項の許可若しくは同条第9項の規定による報告又は同法第10条第1項若しくは第17条第1項の登録に関する事務であって規則で定めるもの

17 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）による同法第3条第1項の登録若しくは同条第2項の登録の更新又は同法第7条第1項の規定による届出に関する事務であって規則で定めるもの

18 県内の漁業の担い手を確保育成するため、島根県漁業協同組合連合会が設置する島根県漁業就業者確保育成センターが県の補助を受けて行う新たに県内において自営漁業の就労を希望する者に対する漁業研修事業に関する事務であって規則で定めるもの

19 中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律（平成11年法律第222号）附則第4条の規定によりなお従前の例によることとされる中小企業設備近代化資金の貸付事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの

20 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）による同法第15条第1項第3号ロ又はハに掲げる資金の貸付けに関する事務であって

規則で定めるもの

- 21 土地収用法（昭和26年法律第219号）による同法第3条各号のいずれかに該当するものに関する事業の用に供する土地の収用又は使用に関する事務であって規則で定めるもの
- 22 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第4条第1項の規定による届出又は同法第5条第1項の規定による申出に関する事務であって規則で定めるもの
- 23 採石法（昭和25年法律第291号）による同法第32条の登録又は同法第32条の7第1項の規定による届出に関する事務であって規則で定めるもの
- 24 砂利採取法（昭和43年法律第74号）による同法第3条の登録又は同法第9条第1項の規定による届出に関する事務であって規則で定めるもの
- 25 都市計画法（昭和43年法律第100号）による同法第29条第1項又は第2項の許可に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第3条関係）

知事以外の執行機関	事 務
1 教育委員会	(1) 島根県立高等学校の入学志願者のうち、保護者が県外に居住するもの又は海外から帰国した生徒等の出願審査に関する事務であって規則で定めるもの (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校等又は大学等に進学する能力を有しながら、経済的な理由により修学することが困難な同和関係者の子弟に対する資金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの (3) 保護者が県内に住所を有する者で、学校教育法による高等学校等で勉学する意欲がありながら経済的な理由により修学することが困難なものに対

	する資金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの
2 監査委員	地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による請求に関する事務であって規則で定めるもの
3 収用委員会	土地収用法による同法第39条第1項（同法第138条第1項において準用する場合を含む。）若しくは第94条第2項（同法第124条第2項（同法第138条第1項において準用する場合を含む。）又は第138条第1項において準用する場合を含む。）の裁決、同法第47条の3第1項（同法第138条第1項において準用する場合を含む。）の明渡裁決の申立て又は同法第116条第1項（同法第138条第1項において準用する場合を含む。）の協議の確認に関する事務であって規則で定めるもの

#### 附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。